御杖村消防団条例の一部を改正する条例

御杖村消防団条例(昭和 41 年御杖村条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

この条例は、消防組織法(昭和22年法律第266号)第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員(以下「団員」という。)の任免、定員、懲戒、服務、報酬について定めるものとする。

第12条の見出し中「給与」を「報酬」に改め、同条を次のように改める。 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第12条に次の3項を加え、同条を第13条とする。

- 2 団員の年額報酬は、別表第1に定める額とする。
- 3 団員が災害、特別な訓練等に出動したときは、別表第2に定める額を出動 報酬として支給する。
- 4 報酬の支給方法については、別に定める。

第11条を第12条とし、第4条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条中「90人」を「70人」に改め、同条を第4条とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(消防団の設置等)

- 第2条 本村に消防団を設置する。
- 2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
御杖村消防団	御杖村一円

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第13条関係)

団員年額報酬

階級	年額報酬 (円)
団長	140,000
副団長	70,000
分団長	67,000
副分団長	42,000
班長	32, 500
団員	30,000

別表第2(第13条関係)

出動報酬額

出動種別	1日当たりの出動報酬額(円)
災害(火災·風水害·地震等)	8,000
人命搜索	8,000
特別な訓練等	4,000

備考 1日の出動時間が4時間未満のときの出動報酬額は、1日当たりの出動報酬額に2分の1を乗じて得た額とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。 (御杖村消防団員の勤務手当に関する条例の廃止)
- 2 御杖村消防団員の勤務手当に関する条例(昭和42年10月1日条例第15号)は、廃止する。